「いじめ防止対策推進法」及び「八戸市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対応フロー図

重大事態以外

:学校の対応

:市教委の対応

いじめの疑い（兆候、懸念、訴え、相談、通報）

学校いじめ防止等対策委員会　法第22条

いじめと認定

いじめに対する措置（いじめの解消、再発防止、いじめた児童生徒への指導とその保護者への助言、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援など）

・第一報（FAX）（様式1－1）
・確認の結果報告（様式1－2）

八戸市教育委員会　法第24条
支援、指導・助言、調査

重大事態

重大事態の発生

発生の報告：第一報（電話）及び文書（様式2）

八戸市教育委員会

重大事態の発生を市長に報告

調査の主体を判断

学校が調査主体
市教委の指導・助言

調査組織設置
学校いじめ防止等対策委員会を母体

八戸市教育委員会が調査主体
○学校の調査主体では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
○学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

八戸市いじめ問題等対応対策専門委員会　法第28条第1項
中立性・公平性を確保した付属機関である八戸市いじめ問題等対応対策委員会が調

事実関係を明確にするための調査

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供
○関係者の個人情報に十分配慮が必要だが、個人情報を楯に説明を怠ってはいけない。
○アンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供することもあることから、調査に先立ち、その旨を在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

調査結果を八戸市教育委員会に報告（様式
いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果

調査結果を市長に報告
いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

市長附属機関による再調査→市長は議会に結果を報告　法第30条第2項